（主計局主計官）同　冨安泰一郎
理財局国有財産企画課長を命ずる
（大臣官房文書課広報室長）同　福田　誠
理財局国有財産企画課政府出資室長を命ずる
（経済産業省経済産業政策局産業構造課長）経済産業事務官　橋本　真吾
財務事務官に任命する
理財局国有財産調整課長を命ずる
（理財局計画官）財務事務官　花尻　卓
理財局計画官を命ずる
（内閣官房内閣参事官）内閣事務官　深澤　良光
財務事務官に任命する
理財局計画官を命ずる
（国際局調査課長）財務事務官　柴田　敬司
理財局付を命ずる
（主計局主計官）同　高村　泰夫
国際局調査課長を命ずる
（国際局国際機構課長）同　吉田　昭彦
国際局国際地域協力課長を命ずる
兼ねて国際局国際機構課長を命ずる
（主計局総務課課長補佐）同　端本　秀夫
国際局為替市場課資金管理室長を命ずる
（国際局総務課課長補佐）同　木原　大策
大臣官房企画官を命ずる
国際局付を命ずる
（関税局管理課長）同　松岡　裕之
財務総合政策研究所総務研究部長を命ずる
（東北財務局長）同　中田　悟
兼ねて東北財務局証券取引等監視官事務取扱を命ずる
（内閣府沖縄振興局総務課長）
内閣府事務官　岡本　登
財務事務官に任命する
東京税関総務部長を命ずる
（東京税関長兼東京税関総務部長事務取扱）財務事務官　大川　浩
東京税関総務部長事務取扱兼務を免ずる
（主税局税制第二課主税企画官）同　石田　清
主税局付を命ずる
内閣官房に出向させる
（大臣官房参事官兼関税局関税課経済連携室長事務取扱）同　水野　敦
関税局関税課経済連携室長事務取扱兼務を免ずる
内閣府に出向させる
（外務省在アメリカ合衆国日本国大使館参事官）外務事務官　岡田　大
（独立行政法人造幣局総務部総務課長）
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
金融庁に出向させる（各通）
（国税庁調査査察部査察課長）
財務事務官
大臣官房付を命ずる
金融庁に出向させる
（外務省在ドイツ日本国大使館公使）外務事務官　小林　一久
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
経済産業省に出向させる
（大臣官房政策金融課長）財務事務官　大津　俊哉
（主税局総務課主税企画官）同　関　禎一郎
（理財局財政投融資総括課財政投融資企画官）同　田村　公一
国税庁に出向させる（各通）
（預金保険機構国際統括室長）　大内　聡
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
国税庁に出向させる
（関税局調査課長）財務事務官　前田　清人
（財務総合政策研究所総務研究部長）同　鵜田　晋幸
願により本官を免ずる（各通）
（内閣官房内閣参事官）内閣事務官　吾郷　俊樹
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（以上六月二十二日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、六月二十五日午後七時二十二分御出門、チャレンジマッチ　ラグビー日本代表対スコットランド代表戦を御観覧のため、味の素スタジアム（調布市）へ行幸啓、同十時五分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、六月二十七日午前十時十八分御出門、日本学士院第百六回授賞式に御臨席のため、日本学士院会館（台東区）へ行幸啓、午後零時七分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の二十八の規定により、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。

平成二十八年六月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　ドバイ事務所テヘラン出張所の再開

(一)　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
DUBAI OFFICE TEHRAN SUB-OFFICE（ドバイ事務所テヘラン出張所）	Bidar Street, Elahiyeh, Tehran, ISLAMIC REPUBLIC OF IRAN

(二)　変更年月日　平成二十八年六月十五日

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成28年９月１日付けで指名した者及び補欠の場合におけるこれらの者の後任については、本年８月31日をもってその在任予定期間が経過することとなり、同法第５条及び同法施行令第２条第１項の規定に基づき、新たに当該都道府県労働局ごとに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名する必要があるので、資格がある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年６月29日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成28年７月29日

４　推薦書及び添付書類提出先　都道府県労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。